

令和2年12月11日

保護者各位

富山市立桜谷小学校
校長 立石 浩一

インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症の
出席停止等の取り扱いについて

例年、インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生しており、今年度についても同程度の発熱患者が発生する可能性があります。

つきましては、今後インフルエンザの流行期を迎えることから、本校において、新型コロナウイルスの感染者等が確認された場合の園児児童生徒（以下、児童生徒等）の出席停止等の取り扱いについては、次のとおりとします。ただし、保健所から直接指示又は要請があった場合は、それに従ってください。

なお、学校では新型コロナウイルス感染症が確認された場合には、感染拡大防止等の緊急の対策が求められることから、児童生徒等及び家族の方が①感染した場合、②PCR検査を受ける場合については、学校に速やかに連絡いただくようご協力をお願いします。年末年始の学校閉庁期間における連絡については裏面に記載してあります。

各家庭におかれましては、これまで同様体調管理や感染防止等に努めていただきますようお願いいたします。

記

	児童生徒等・教職員の状況	出席停止等の取り扱いについて（下線部が変更・追加）
1	児童生徒等又は教職員及びその家族が濃厚接触者と接触した	・当該者に対して出席停止等の措置はとりません。 ※保護者の判断のもと、念のため休ませる場合は、「欠席」ではなく、「出席停止」として扱い、欠席日数には含みません。
2	児童生徒等又は教職員の同居家族が濃厚接触者として特定された	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は濃厚接触者と特定された日から、保健所に指示された日まで。
3	児童生徒等又は教職員が濃厚接触者として特定された	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は濃厚接触者と特定された日から、保健所に指示された日まで。
※児童生徒等又は教職員の感染者が確認された		学校（園）の対応は、市教委、保健所等と協議し、次のいずれかとします。 ①保健所が濃厚接触者（PCR検査対象者を含む）の特定に要する期間（1～3日間程度）、臨時休業の措置をとります。 ②濃厚接触者（PCR検査対象者を含む）の特定に時間を要しない場合、濃厚接触者（PCR検査対象者を含む）がいない場合は、臨時休業の措置をとりません。
4	児童生徒等又は教職員に感染者が判明し、学校（園）外での感染が明らかな場合	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は感染の判明した日から、専門医等が登校（園）を許可した日まで。
5	児童生徒等又は教職員に感染者が複数判明し、感染経路が学校（園）内の場合等	・当該者に対して出席停止の措置をとります。 ※期間は感染の判明した日から、専門医等が登校（園）を許可した日まで。 ・臨時休業（学校（園）の全部又は一部）を延長するなど、状況に応じて措置対応をとります。

※臨時休業（学校（園）の全部又は一部）の延長については、感染の事実や感染者の人数のみで判断するのではなく、学校（園）内に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性に基づき、事情を考慮し、判断することとします。

＜裏面につづきます＞

児童生徒等・教職員の状況	出席停止等の取り扱いについて（ <u>下線部が変更・追加</u> ）
児童生徒等又は教職員に発熱等の症状がみられる場合	・当該者は登校（園）を控えて、自宅で休養してください。 ※まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話相談してください。相談する医療機関に迷う場合は、<u>受診・相談センター（富山市保健所：４６１－７５１１）に電話相談してください。受診は、医療機関の指示に従ってください。</u> ※<u>新型コロナウイルスの感染又はインフルエンザの症状が確認された場合は、速やかに学校（園）に連絡してください。</u> <u>なお、出席の取り扱いについては、「出席停止」とします。</u> ※<u>インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで」です。登校（園）を再開する際は、「インフルエンザ治癒報告書」を学校（園）に提出してください。</u>
保護者の判断のもと、児童生徒等を欠席させる場合	・<u>保護者から欠席させたい事情を伝えてください。例えば、感染経路の分からない患者が急増している地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校（園）長が判断する場合</u>には、「出席停止」として扱い、欠席日数には含みません。なお、欠席期間については、事前に保護者から学校（園）に連絡してください。 ・医療的ケアが必要な児童生徒等や基礎疾患のある児童生徒等については、主治医等に相談の上、登校（園）を判断してください。その際、欠席した場合には、出席停止となります。

○年末年始の学校閉庁期間における新型コロナウイルス感染症に係る連絡について

児童生徒等及び家族が新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者に特定された場合の連絡については、市教育委員会の専用電話に連絡してください。この内容について、学校（園）は市教育委員会から連絡を受けます。

なお、この電話はあくまでも新型コロナウイルス感染症に限定した緊急の連絡先ですので、それ以外の用件では、ご利用されないようお願いいたします。

- | |
|---|
| <p>(1) 運用期間
<u>令和２年１２月２９日（火）～令和３年１月３日（日）</u></p> <p>(2) 連絡先
<u>０８０－２９６０－５９９９</u>（市教育委員会「新型コロナウイルス感染症」専用電話）</p> <p>(3) 連絡受付時間
<u>午前９時から午後５時まで</u>（左記以外の時間は、翌日に連絡してください）</p> <p>※冬季休業中の令和２年１２月２５（金）・２８日（月）、令和３年１月４日（月）～７日（木）については、学校（園）に直接連絡してください。</p> |
|---|

【問合せ先】桜谷小学校

富山市教育委員会 学校教育課

（電話）４３２－４２３５

（電話）４４３－２１３４